

(令和6年度補正分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 埼玉県長瀬町

本事業の担当部局名 長瀬町健康こども課子育て支援担当

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	都道府県主導型市町村連携コース				
関連事業メニュー	4.2 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	長瀬町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続		
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	事業開始年度	令和1年度
総事業費(A)(円)	1,232,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	1,232,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	1,200,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け	<p><自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 ・婚姻件数や婚姻率並びに出生率の低下に歯止めをかけるべく、担当部署以外の部署とも連携し、結婚新生活支援として、出会いの場の創出を重点的に行うほか、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。</p> <p><本個別事業の位置付け> 婚姻に伴う住居費並びに引越し費用等を助成することで、新婚世帯の経済的負担を軽減し、少子化対策の強化を図る。</p>				
個別事業の内容	1. 概要				
	【対象費用】				
	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅取得費用 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅リフォーム費用 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅賃借費用 <input checked="" type="checkbox"/> 引越費用				
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満		
		自治体独自基準			
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯		
		自治体独自基準			
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	29歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円		
自治体独自基準					
39歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円			
	自治体独自基準				
【その他独自要件】					
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付を受けた日から、夫婦のいずれも3年以上町内に居住すること。 ・夫婦のいずれも、町税の滞納がないこと。 					

2. 申請見込

①新規世帯見込	2		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯
	その他	0	世帯

②継続補助世帯見込	0	世帯
(継続補助規定の有無)	有	

【世帯数積算根拠】

申請見込数については、令和4年度の婚姻率を参考に算出した。

(参考)

【令和6年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	2 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	2	世帯	×	600,000	円	=	1,200,000	円
(その他)	0	世帯	×	300,000	円	=	0	円
				(継続補助)			0	円
				合計			1,200,000	円

<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>

3. 広報の実施予定

町広報誌並びにホームページに掲載の他、婚姻届提出窓口においてチラシの配布を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
		結婚支援による成婚者数		件	70 (R10年度)
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			「---」	
	婚姻件数		件	61 (R5年度)	
	婚姻率			1.01 (R5年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100 (R7年度)	「---」
	(アウトカム)				
①	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80 (R7年度)	「---」	
②	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50 (R7年度)	50 (R7年度)	